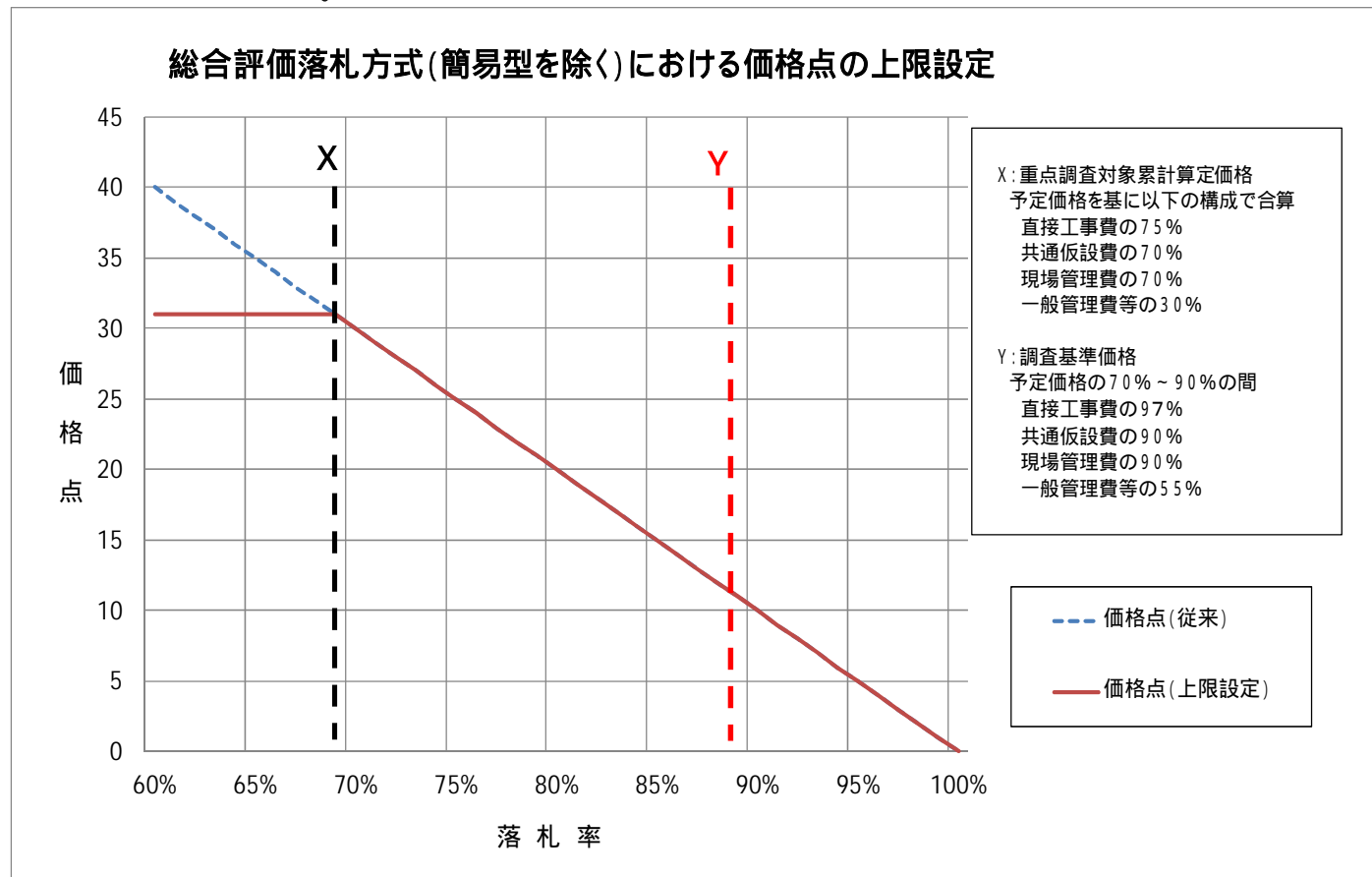


入札契約に関する取組(低入札対策等)

1. 総合評価落札方式(簡易型を除く)により発注する工事について、より技術点のウェイトが高まるよう価格点と技術点のバランスを考慮し、価格点の上限を設定することとしました。



価格点の上限値

・重点調査対象累計算定価格(仮称)にて算出された価格点を上限値とする。

・重点調査は、各項目いずれか一つでも基準を下回れば対象となるが、以下の計算式で算出された額(重点調査対象累計算定価格(仮称))を基準として、それを下回った入札価格は当該価格点を上限とし、一律とする。

[重点調査対象累計算定価格 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30%]

入札契約に関する取組(低入札対策等)

2. 総合評価落札方式における簡易型と特別簡易型の統合による手続の簡素化
従前から簡易型で行っていた技術提案は廃止しました。
施工計画の適否のみの判断を行うこととしました。
技術者ヒアリングは原則行わず、必要に応じ実施することとしました。
3. 入札談合防止に資する取組
 1. の統合後の簡易型については、入札書、工事費内訳書、施工計画等及び技術資料の提出期限を同日とすることとしました。
4. 低入札価格調査(重点調査含む)の資料の提出期限
原則として、調査に関する通知を行った日から起算して3日以内に資料の提出を求めることとしました。
なお、当該期間には、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含めません。